

令和7年 第5回

播磨高原広域事務組合 教育委員会 定例会 会議録

招集年月日	令和7年7月15日(火)	
招集場所	播磨高原広域事務組合 2階会議室	
開会	令和7年7月25日(金) 16時00分	
出席委員	教育長 横山一郎 教育委員 河野雅晴、喜多敦子、樺本恵	
欠席委員	秦委員	
会議録署名委員	河野委員、樺本委員	
会議事件説明のため出席した者の職氏名		
職務のため出席した者の職氏名	事務局長 坪内利博 主事 湯本翔子	教育総務課長 長谷川友和 学校指導員 寺村雅守
議事日程	1. 開会宣言	
	2. 前回会議録の承認	
	3. 会議録署名委員の指名	
	4. 教育長諸報告 (1) 播磨高原東小学校の状況について (2) 播磨高原東中学校の状況について	資料1 資料2
	5. 議事	
	議案第8号 令和6年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について	資料4
	議案第9号 令和8年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択について	資料5
	議案第10号 令和8年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について	資料6
	議案第11号 令和8年度使用播磨高原広域事務組合立小中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	資料7
議案第12号 播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会の協議結果について	資料3	
6. 自由討議		
7. その他		
8. 閉会宣言		

教育長

ただ今から、令和7年第5回 播磨高原広域事務組合教育委員会定例会を開会します。

本日、秦委員におかれましては、欠席の届出が出ております。

次に、前回5月21日に開会しました教育委員会会議録は、承認いただきました。

なお、本日の会議録署名委員については、「河野委員」と「樫本委員」を指名します。よろしくお願ひします。

次に、会議日程の調整を行います。会議の公開、非公開について、皆様にお諮りします。

日程第4 教育長諸報告についてですが、(1) の播磨高原東小学校の状況について、(2) の播磨高原東中学校の状況については、個人情報等に関する内容が含まれております。また、日程第5 議事のうち、議案第8号令和6年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価については、議会上程前の案件でありますので、播磨高原広域事務組合教育委員会会議規則第16条第1項第7号の規定により、「非公開」とすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手をお願いします。

< 挙手多数 >

教育長

挙手多数のため、非公開と決定します。まず、先に公開案件を審議した後に、非公開案件の審議をお願いします。

まずは、公開案件の審議を行います。

議案第9号令和8年度使用播磨高原広域事務組合立小学校教科用図書の採択についてと、議案第10号令和8年度使用播磨高原広域事務組合立中学校教科用図書の採択について及び議案第11号令和8年度使用播磨高原広域事務組合立小中学校特別支援学級使用教科用図書の採択の採択については、関連していますので、一括して説明します。

兵庫県教育委員会が示している、教科書採択に関する基本方針の16ページをご覧いただきますと、2(1) 小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程については、「令和6年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。」となつておなり、そのため、令和6年度に採択したものと令和7年度に使用しています。

そして、令和7年度に使用している教科書と同じものを令和8年度も採択することが全国的に決まっています。併せて、(2) 特別支援学校及び特別支援学級の教科書採択については、「文部科学省検定済教科書(下学年用等)、文部科学省著作教科書を使用する」と記載されています。これは、小学6年生児童が、第4学年の教科書を使用したりする教科書のことを「下学年本」と言います。

また、著作教科書は、21ページに記載されていますが、小学校は、国語、算数、生活、音楽、中学校では、国語、数学、音楽、社会、理科、職業・家庭科に分かれています。低学年のうちから、障がいの程度に応じて使用し、星印が増えていくほど内容が高度になっています。これらが、「文部科学省著作教科書」になります。

そして、16ページに戻っていただくと、児童生徒の実態に応じて「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

と記載されています。これは、一般の書店等で販売されている絵本等の事を指します。その様な書籍を教科書として採択し、使用するものが「一般図書」になります。

著作教科書については、令和6年度に採択した教科書と同じ教科書を採択しますが、一般図書については、毎年異なる図書を採択することができます。

組合立学校においては、「下学年本」は使用しているのでしょうか。

事務局 使用しています。

教育長 使用しているのですね。そうであれば、既に採択している教科書になるので、改めて採択する必要はありません。

「星印本」も使用しているのでしょうか。

事務局 「星印本」は、令和8年度に使用したいと考えているそうです。今まででは使用していません。

教育長 一般図書は、使用していますか。

事務局 使用していません。

教育長 来年度使用する予定はありますか。

事務局 来年度使用予定はありません。

教育長 そうですか。ということは、来年度は、「著作教科書」と「下学年本」を使用するという事ですね。

「下学年本」や「星印本」は、一度使用すると、レベルを上げて使用する決まりがあるため、レベルや学年を下げて使用するということができないので、慎重に教科書選定をするように学校へ指導しておいてください。

上郡町は、今年度の教科書採択については終わっているのですか。

委員 終わっていません。恐らく次回の教育委員会で採択します。

教育長 そうですか。たつの市は、本日の教育委員会では、「検定本」のみの採択でしたが、特別支援学級用の教科書採択については、8月開催の教育委員会で採択します。

委員 特別支援学級用の教科書は、児童生徒の障がいの程度に応じて採択されると言われていましたが、それは、個人に応じてではなく、学級単位で採択されるのでしょうか。

教育長 いいえ、個人に応じて採択します。なので、特別支援学級に在籍している児童生徒によって使用している教科書がそれぞれ異なります。

- 委員 それは、教える側の教員も大変ですね。
- 教育長 大変ですが、特別支援学級に在籍している児童生徒は、それぞれ障がいの程度や学年が違うので。
- 委員 児童生徒4名に対して教員1名が担任をするのでしたよね。
- 教育長 現在は、児童生徒最大8名に対して教員1名が担任になります。
- 委員 児童生徒が8名在籍するとなると、担任、副担任は、2名配置されるのでしょうか。
- 教育長 1名しか配置されません。
- 事務局 学級数が5クラスの規模となると、加配として1名配置されます。
- 教育長 5クラスで1名ですね。
- 委員 大変ですね。
- 教育長 特別支援学校などは、手厚く加配教員が配置されますが、一般の学校においては、それほど手厚くないので、現場は大変です。
教科書については、学年が上がるごとに担任が変わっていくので、特にしっかりと引継ぎをしておいてください。
播磨高原東中学校は、自閉・情緒学級のみでしたか。
- 事務局 自閉・情緒学級ではなく、知的学級のみです。
- 教育長 知的学級のみですか。小学校が、知的学級と自閉・情緒学級の2クラスですね。他にご質問等はございますか。
ないようですので、議案第9号から議案第11号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

- 教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第11号は、原案のとおり承認します。
- 続きまして、議案第12号播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会の協議結果についてです。
- 播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方検討会の協議結果が、在り方検討会会長より播磨高原広域事務組合教育委員会あてに提出されました。協議結果としては、組合立学校を存続させる。

結論に至った主な理由として、1点目が、播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の教育活動を維持していくことが、現段階では当該地域にとって望ましいと考えるため。

2点目が、令和6年度に実施した小中学校保護者、未就学児保護者及び校区住民に対するアンケート調査においても、78.4%が組合立学校での学校存続を望まれる回答があったためです。

なお、現状のまま存続することの追記事項として、1点目、今回の結論は、現状のまま存続することとしたが、今後、必要な時機に、改めて播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校の在り方について検討するべき。

2点目、小規模特認校制度の導入を検討していただきたい。

3点目、放課後児童クラブを、播磨高原東小学校近隣に開設する検討を進めていただきたい。という項目が付されています。

この在り方検討会の開催概要について、事務局から説明願います。

事務局

令和6年7月の教育委員会定例会において、要綱を設置し、同年8月20日に第1回目の検討会を開催してから、令和7年6月30日までの間に、計4回の検討会を開催しました。

先ほど教育長の説明にもあったように、昨年の12月にアンケート調査を実施し、78.4%が組合立学校での学校存続を望まれる回答がありました。その結果をこの検討会においても、とても重く受け止め、このような結論に至りました。

播磨高原東小学校及び播磨高原東中学校を残してほしいという意見が、この検討会においても多々ありましたが、今後、児童生徒数が減少していく中で、必要な時機に改めて検討していく必要があるのではないかという意見が、第4回目の検討会の協議の中で多数ありました。そのため、その意見を追記事項として付記しております。

教育長

9月に開催する総合教育会議でも、この検討結果を説明するのですよね。

事務局

説明します。

教育長

以前、樫本委員が言っていた、児童生徒数が減って性別に関係する懸念点ですが、同じような意見がこの検討会の中でも意見として挙げられました。

現在のところ、該当する学年において、特段不具合は生じていないと聞いています。

この答申を受けて、播磨高原広域事務組合教育委員会としては、答申のとおり「組合立学校を存続させる」ということで承認しようかと思いますが、いかがでしょうか。

< 異議なしの声 >

教育長

ありがとうございます。異議なしという事で、議案第12号は原案のとおり承認します。それでは、続いて、非公開案件の審議に移ります。

日程第4 教育長諸報告（1）の播磨高原東小学校について、事務局から報告願い

ます。

< 事務局説明 >

< 非公開案件の審議 >

教育長 では、続いて（2）の播磨高原東中学校の状況について、事務局から報告願います。

< 事務局説明 >

< 非公開案件の審議 >

教育長 続いて、議事の議案第8号令和6年度播磨高原広域事務組合教育委員会に関する事務事業の点検及び評価について事務局お願いいします。

< 事務局説明 >

< 非公開案件の審議 >

教育長 それでは、決算審査の報告をもって議会に報告させていただくことで、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認いたします。
それでは、続いて自由討議ですが、どなたか自由討議をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、次に、日程第7その他について、事務局からお願ひします。

事務局 はい、9月22日（月）に総合教育会議を、播磨高原東中学校にて、開催予定をしております。詳細については、改めて連絡いたしますのでよろしくお願ひします。
また、10月4日播磨高原東中学校の体育祭を実施予定です。詳細については、別途、ご案内いたします。

そして、次の定例教育会議は11月に開催予定です。詳細につきましては、別途、ご連絡いたします。

教育長 以上で、第5回播磨高原広域事務組合教育委員会定例会日程は全て終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(17時20分閉会)